

特定非営利活動法人 近未来オステオインプラント学会

定 款

特定非営利活動法人 近未来オステオインプラント学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人近未来オステオインプラント学会と称し、略称をI P O I 学会とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市中央区六本松二丁目 10 番 24 号サンド渡邊ビル 201 号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対し、歯科インプラント臨床医療に関する研修会等を開催し、歯科医学の発展と国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 研修会等の開催による歯科インプラント臨床医療の普及啓発事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の5種とし、正会員及び勤務医会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 勤務医会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する正会員の事業所の勤務医
- (3) 特別会員 この法人の事業に関する専門的知識を有し、理事会の承認を得た個人
- (4) 海外団体会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する海外の団体
- (5) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 特別会員以外の会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 特別会員以外の会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 特別会員は、理事会の承認を経て、入会する。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 繼続して 1 年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき

(休会)

第 10 条 会員は、会長が別に定める休会届を会長に提出して、1 年間休会することができる。延長する場合には、再度休会届を会長に提出し、承認を得なければならない。

但し、休会中は、年会費を免除されるが、会員としての権利を失うものとする。また、休会前に取得した単位及催事実績は失わないものとする。

(退会)

第 11 条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第 13 条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を会長とし、副会長を若干名置くことができる。
- 3 役員以外に名誉会長を置く事ができる。

(選任等)

第15条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、総会で選任する。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 7 名誉会長の選任は会長経験者から理事会において決議する。

(職務)

第16条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること
 - (6) 名誉会長は、本学会の運営の重要な事項に関して会長及び副会長に意見を述べること

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があつたとき
- (3) 名誉会長の解任は、理事会において決議する。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局等)

第21条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が任免し、職員は会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
- 4 この法人に、法上の役員以外に顧問を置くことができる。顧問は理事会で推薦し、会長がこれを任免する。
- 5 顧問は、会長の諮問に応じて法人の活動や運営に助言をする。

第5章 会議

(種別)

第22条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第23条 総会は正会員及び勤務医会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名

- (4) 監事の選任、解任、役員の職務及び報酬
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 解散時の残余財産の帰属
 - (7) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員及び勤務医会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
 - (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき
- 3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき

(招集)

第 26 条 前条第 2 項第 3 号の場合を除き、総会及び理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第 3 項第 2 号の規定により請求があつたときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 総会及び理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第 27 条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるもののほか、別に規則を定めることができる。

(議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員及び勤務医会員の中から会長が指名する。

2 理事会の議長は、会長とする。

(定足数)

第 29 条 総会は、正会員及び勤務医会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

- 第30条 会議における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び勤務医会員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員と勤務医会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員と勤務医会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

- 第31条 総会における正会員及び勤務医会員又は理事会における理事（以下「構成員」という。）の表決権は平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって評決し、又は他の正会員を代理人として評決を委任することができる。
- 【オンライン会議システムによる会議の開催を規定する場合】
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、ネットワーク機器等によるオンライン会議システム（発言時の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
 - 4 前2項の規定により表決した構成員は、前条及び次条第1項第2号の適用については、会議に出席したものとみなす。
 - 5 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第32条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数及び出席者数（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員と勤務医会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第36条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第37条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の議決を経て、次の総会に報告することとする。

(予備費)

第39条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経て、次の総会に報告することとする。

(予算の追加及び更正)

第40条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び勤務医会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員及び勤務医会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び勤務医会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人の中から、総会において選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員及び勤務医会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第9章 雜則

(細則)

- 第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定めることができる。